

表3-59 わが国の総輸出入高と同行内地各店外国為替取扱高
(仕向高および被仕向高)

年次	輸出入 貿易高(A)	為替 取扱高(B)	(B)/ (A)	年次	輸出入 貿易高(A)	為替 取扱高(B)	(B)/ (A)
	千円	千円	%		千円	千円	%
1887年	96,711	49,374	51.1	1899年	435,331	227,502	52.3
1888	131,160	54,320	41.4	1900	491,691	259,971	52.9
1889	136,164	53,105	39.0	1901	508,166	260,823	51.3
1890	138,332	50,666	36.6	1902	530,034	270,846	51.1
1891	142,454	46,245	32.5	1903	606,637	251,585	41.5
1892	162,428	41,173	25.3	1904	690,551	303,494	43.9
1893	177,970	47,981	27.0	1905	810,071	493,589	60.9
1894	230,729	75,258	32.6	1906	842,539	463,723	55.0
1895	265,372	80,999	30.5	1907	926,880	549,125	59.2
1896	289,517	151,329	52.3	1908	814,503	481,822	59.2
1897	382,435	176,511	46.2	1909	807,311	470,714	58.3
1898	443,255	256,082	57.8	1910	922,662	529,423	57.4

取扱高も、ともに趨勢的に増大している。また、とくに、貿易高に占める外国為替取扱高の割合も上昇傾向を示し、明治二十年代後半以後は五〇割台を維持している。外国為替取扱高を示したなかでは、一八九〇年が特筆される。同年には、原頭取から園田孝吉頭取へと引き継がれたが、たまたま前年の凶作による米価の騰貴と国内商工業の不振が相次ぎ、また外国為替相場が変動し、外国貿易がはなはだしい打撃を受けた年にあたった。外国為替相場には、世界の銀価の暴騰が大きな影響を与えた。そして、世界的な銀価の暴騰は、アメリカの「シャーマン法（銀貨自由鑄造法）」の成立によるものであった。同法成立にともないロンドンの銀塊相場は騰貴し、わが国の外国為替相場も対米・対英とも騰貴した。しかし同年末にはアメリカの「シャーマン法」もその遂行が頓挫し、一八九一年に入ると、銀価の下落と為替相場の安定がもたらされたのである。

政府・日本銀行との関係 政府との関係では、まず一八八九（明治二十二）年における「横浜正金銀行条例」の改正があげられる。

これによって、大蔵省が監理官をおいて特別の監督をおこなうこと、同行取締役の就任は大蔵大臣の認可を要すること、同行において条例

・定款に違反する行為があった時は、大蔵大臣はこれを制止しうるばかりか、場合によっては取締役の改選を命じうるようなことが規定されるにいたった。こうして正金銀行は政府のいっそうの強い監督を受けることとなったが、反面のちに述べるように、手厚い保護がこれにもなっていたことが指摘される。

つぎに、御用外国為替制度の廃止があげられる。御用外国為替制度が正金銀行の業績の発展に寄与してきたことは、これまでにふれたとおりである。しかし、一八八九年三月で満期となり、廃止されるにいたった。そこで、松方蔵相は輸出を奨励し、正貨の吸収策を継続するため、日本銀行に対して正金銀行との外国為替手形再割引契約を結ぶよう要請した。日本銀行がこれを受け入れ、一〇〇〇万円を限度とし、日銀は正金銀行所有の外国為替手形を年二割の利息で再割引し、正金銀行は日銀のためにこれを取り立てること、また日銀の希望によっては、銀塊またはメキシコ銀を買い入れてわが国に回送することの契約を正金銀行と締結した。日銀との間には、すでに条例制定時から密接な関係があったが、御用荷為替制度の廃止、外国為替手形再割引契約の締結によっていっそう緊密なものとなった。もっとも、日銀の低利資金（年三割）の正金銀行への融資は、これより先の一八八八年に、一か年三〇〇万円を限りおこなわれていた。その時も、返済は海外から銀塊を購入して充てることとなっていた。この制度は八九年三月で終わり、前記の新しい再割引制度に受け継がれたのである。

一八九二年に、正金銀行は日銀との間に当座借越契約を結んだ。そもそも外国荷為替の買入れをするには、その振出人が荷物を買取り船積みを完了するまで、為替銀行が為替資金の前貸しをおこなう慣例があった。正金銀行も外国銀行との競争上、前貸しを認める場合がでてきたので、そのための資金を年二割で日銀から当座借越のかたちで融通を受ける契約を結んだのである。当初は、その借入れ限度も二〇〇万円であったが、徐々に拡大していった。

さらに明治三十年代に入ると、正金銀行は外債事務に関して日銀の代理店となったり、政府からイギリスのポンド貨の預託

をロンドン支店に受け、その資金で為替業務の拡張をおこなったりした。

以上、正金銀行の政府・日銀との関係の展開をながめてみた。この過程を通じて、政府は正金銀行を日銀の代理店として、同行との密接な関係を維持しつつ、外国為替業務の責任者として位置づけていったようにみえる。この結果、正金銀行は自己責任で外国為替業務をおこない、為替相場の変動によるリスクに対処しなければならなくなった。前述のように、ロンドン支店にポンド貨の預託を受けたり、「為替出合法」を実施したのもこれに対処するための方策であった。なお、「為替出合法」は正金銀行の内外店舗を金貨国と銀貨国とに分ち、それぞれロンドン支店と横浜本部で集中管理することによってリスクを防ごうとする制度であった。

一八九七（明治三十）年清国から得た賠償金をもとに、「貨幣法」を制定し、わが国は金本位制度に移行した。これ以後、金貨国との為替相場は安定したが、外国為替の取扱高の約三分の一を占める清国（銀貨国）との間の為替相場はかなりの変動が予想された。正金銀行は前述の金貨国・銀貨国とに店舗を分かちつ制度を廃止し、各店銀為替および清国内の各店舗の資金の持ち高を少なくするように努めた。また、各店舗に資金を配置し、各店舗間の利息をとまなう貸借制度を採用して、独立採算制をとった。当時の正金銀行の資金は、払込資本金・積立金・預金のほか、政府からの借入金、日銀からの再割引資金、当座借越金等であったが、これら調達資金を各店舗に割り当て、為替業務のための資金として保有せしめた。政府・日銀からの資金が、大きな役割をもっていたことはいうまでもない。

外債の発行

外債発行事務に関し、正金銀行が日本銀行の代理店となったことはすでに述べた。そのおもなものとしてまず、政府の四分利付ポンド貨公債一〇〇〇万ポンドのロンドンでの発行に、当地のパーソンバンク、香港上海銀行などとともにシンジケート団を組織して引き受けたことがあげられる。この資金の用途は、鉄道敷設およびその改良、製

鋼所設立ならびに電話事業拡張であった。

さらに、第一回から第四回にいたる軍事外債の引受け募集をおこなった。すなわち、一九〇四年には七分利付政府軍事外債を二回にわたり、合計二二〇〇万ポンド発行したが、正金銀行はシンジケート団の一員となり、これを引き受け、ロンドンとニューヨークで半額ずつ売却することに成功した。さらに同じ方法で、第三、四回の軍事外債を翌一九〇五年にそれぞれ三〇〇万ポンドずつ引き受け、売却した。加えて同年には、六分利付の高利軍事外債の借換債を四分利付で二五〇〇万ポンド発行した。また、一九〇七年には五分利付借換債を二三〇〇ポンド引き受け、その売却に成功している。いずれのケースにおいても、正金銀行はシンジケート団の有力な一員となっている。

明治後期の横浜正金銀行の営業が、中国大陸に広がっていったことも大きな特色となっている。同地域における支店・出張所の設置数の増加、満州地域における金庫事務の取扱い、軍票預金および為替業務、さらには銀行券の発行と多岐にわたる営業をおこなった。しかし、貿易金融との直接的関連は弱いので、本項ではこの点の指摘のみにとどめておきたい。

第三節 明治後期の地方銀行

一 普通銀行の発展

明治前期の神奈川県下における銀行の発達が国立銀行と私立銀行の二つを軸としてなされたことは、すでに第二編で指摘したとおりである。日本銀行の創設により、銀行券を発行していた国立銀行も私立銀行と同様の預金銀行に転形し、一八八七

(明治二十)年ころには、ほぼ日本銀行—預金銀行の銀行体系が制度的に形成されたのであった。しかし銀行業そのものを制度的に整備するのは、日銀がその依拠する「日本銀行条例」をもっていたのに比較して立ち遅れていた。そこで、次の課題は預金銀行をいかに制度的に整備していくかであった。明治後期においては、一八九三(明治二十六)年公布の「銀行条例」によって預金銀行を普通銀行として位置づけ、その健全な発展をはかることが考えられた。「銀行条例」によって制度的な基盤を与えられた普通銀行は、その後日清戦争後のブームを背景に数多く設立され、一九〇一(明治三十四)年には全国合わせて一八六七のピークに達する。しかし、なかには経営基盤の貧弱なものも少なくなく、やがて恐慌時に産業界の変動を支えきれず、倒産や合併を余儀なくされるにいたるのである。強固な経営基盤の下に健全な発展をとげる普通銀行と劣弱な経営基盤の下で低迷を続ける普通銀行との間に、格差が生まれてくる。ともあれ、明治後期の産業の発展に寄与した普通銀行の役割は大きい。わが国の普通銀行の多くが個々の産業・企業と密接に結びついていただけに、このことが強調されるのである。

銀行条例の制定と普通銀行の発展 「銀行条例」は、当初「普通私立銀行条例」としてすべての私立銀行に適用される法律となる予定であった。しかし、その後貯蓄銀行などには特別法を別に制定することとなり、「銀行条例」として、私立

の普通銀行のみを規制するものとなった。「銀行条例」は、わずかに一条のみであった。第一条は、「公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ証券ノ割引又ハ為替事業ヲ為シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ為スモノ」と、銀行を定義している。この条文は銀行固有の業務を規定しているのであり、その内容はほぼ預金銀行とか商業銀行とかといわれている銀行の基本的業務を含んでいるが、のちの「銀行法」(一九二七年制定)と比較すると興味深い。すなわち、「銀行法」では、銀行とは銀行業務をおこなうものとし、銀行業務とは、(一)預金の受入れと金銭の貸付けもしくは手形の割引、(二)為替取引、をなすことの二つとされている。預金の受入れとその運用が基本であるという考え方は、いわゆる「銀行法」においてより明確にされている。

つぎに、「銀行条例」において大口融資規制の規定がなされていることが注目される。すなわち、第五条に「銀行ハ一人又ハ一会社に対シ資本金高ノ十分ノ一ヲ超過スル金額ヲ貸付又ハ割引ノ為ニ使用スルコトヲ得ス」という条文がある。この規制は今日の大口融資規制に比較してもきびしいもので、銀行経営の健全性に対する配慮が強かったことを物語っている。しかし反面、後述のように、明治後期における普通銀行が日銀から多額の借入金を受けていたことは、政府からの大きな保護を意味し、健全性の内容に問題があったことも指摘できよう。また、大口融資規制については銀行界からの批判が強く、ついに一八九五年の「銀行条例」の改正によって規制がはずされることとなった。普通銀行が産業・企業の育成に貢献するためには、普通銀行の自己資本を増やすことが重要な意味をもっていた。しかも、明治後期には紡績業をはじめ産業・企業の側にも資本の集中傾向が強かったのであるから、その要請はいっそう強まったといえよう。こうして一八九六(明治二十九)年公布・施行された「銀行合併法」の意義が大きく認められるのである。いわゆる「雨後の筍」のように乱立された普通銀行の大部分は、中小規模であり、なかに経営内容の阻害なものも少なくなかった。そこで同法に、「既存ノ銀行ヲシテ可及的に合同セシメ、以テ過度ノ競争ヲ避ケ、資力ヲ充塞セシムルコトニ努メ」と規定したのである。この結果、銀行合併は促進され、前述のように、普通銀行数は一九〇二(明治三十五)年以後激減傾向を示すのである。

普通銀行は制度の整備以後、預金の調達力を急速に高めていく。一八九三年には三八四二万円(一行当たり平均七〇・五万円)であったものが、一九〇一年には四億五〇一八万円(一行当たり平均二四一・一万円)と約一二倍の預金増加がみられる。しかも銀行数が減少するその後も、預金残高は増大を続けた。このように預金の伸びも著しかったが、同時に貸出しに対する需要の伸びも大きく、この間の普通銀行の貸出残高規模は約一三倍にもふくれたのである。さらにこのほかに、有価証券引受けの伸長もあったので、預金と今日より比重の高い払込資本金と積立金を合わせた貸付資金だけでは、とてもまかなうことができない



若尾商店および若尾銀行

【横浜商業会議所月報】より

かった。それほど産業資金の需要は、大きかったといえるのである。この結果、普通銀行は多額の借入金、とくに日銀からの借入金をもたざるを得なかった。一八九三年はまだ借入金ゼロであったが、その後は借入金が増大し、いわゆるオーバー・ローンになったのである。

**普通銀行の
設立ブーム** 神奈川県下においても例外でなく、一九〇〇—一九〇一年ころまで普通銀行数の急激な膨張がみられる。すなわち、一八八七

年までは、のちに国立銀行から普通銀行に転形する第二、第七十四両銀行のほか、私立銀行として共治社・江陽銀行・積小社・誠資社・共益社・上溝銀行の設立が数えられるにすぎなかったし、またその後「銀行条例」制定前の一八九二年までをとっても、相模銀行・秦野銀行・厚木会社・藤沢銀行・横浜銀行を数えるにすぎなかった。しかし、条例制定の一八九三年以後は銀行の設立が相次ぎ、乱立の傾向すらみられるにいたった。つまり神奈川県下にも、銀行設立ブームが到来したのである。そこで、一八九三年から一九〇二年にいたる間に設立されたおもな銀行名を、次にあげておこう。

(一) 一八九三—一九七(明治二十六—三十)年に設立された銀行

小田原銀行(一八九三年設立、足柄下郡小田原町に設立)

横浜若尾銀行(一八九三年設立、横浜市本町)

当初若尾幾造が個人銀行として設立したが、その後一八九九年に資本金四〇万円の合名組織に変更した。生糸貿易・製糸業をはじめ、多方面の事業をおこなっていた若尾家の機関銀行であった。

共益社（一八九三年設立、九五年には相陽銀行と改名）

横浜商業銀行（一八九五年設立、横浜市弁天通）

木村利右衛門（洋糸織物商、のちに横浜共同電燈等各社の社長に就任）、佐藤政五郎（銅鉄商）などが、「横浜綿糸綿花金属株式取引所」の機関銀行として資本金二五万円で設立した。

根方銀行（一八九五年設立、翌年駿東実業銀行と改称）

左右田銀行（一八九五年設立、横浜市南仲通）

左右田金作が資本金三〇万円（左右田一族が、うち二〇万円を出資）で設立した。

茂木銀行（一八九五年設立、横浜市弁天通）

二代目茂木惣兵衛が茂木商店の機関銀行として、資本金一〇〇万円で設立した。なお、第七十四銀行も茂木の出資率が最も高く、頭取にも就任した。

松田銀行（一八九六年設立、足柄上郡松田町）

資本金五万円で設立された。設立時の頭取は地元の吉田清太郎、取締役は同じく中村規矩平・中村直次郎であった。

神奈川銀行（一八九六年設立、横浜市青木町）

資本金二〇万円で設立されたが、頭取には米塩雑穀問屋商加藤八郎右衛門、取締役には米穀商水橋太平、和洋酒商伊藤与右衛門、米穀肥料商渡辺喜八郎等が就任していた。

THE KANAGAWA BANK, LTD.
THE KANAGAWA SAVINGS BANK, LTD.
 Aokimachi, Kanagawa,
 YOKOHAMA.
 (Telephone No. 409.)
 HACHIROEMON KATO, Esq.,
 President.
 BRANCHES:
 KANAGAWA (Telephone, 1419.)
 KAWASAKI & KOYABU.

横濱市青木町 電話 四〇九番
 株式会社 神奈川銀行
 神奈川支店
 川崎支店 電話 一四一九番
 子安支店

THE
YOKOHAMA BOYEKI
BANK,
 No. 39, AIOICHO NICHOME,
 YOKOHAMA.
 MASAKICHI KANEKO, Esq.,
 PRESIDENT.
 TELEPHONE
 No. 252.

横濱市相生町二丁目三十九番地
 株式会社 横濱貿易銀行
 (電話二百五十二番)

神奈川銀行と横浜貿易銀行の広告

『横浜商業会議所月報』より

横浜人民銀行（一八九五年、横浜市に資本金三〇万円で設立）

伊勢原銀行（一八九六年、中郡伊勢原町に資本金一〇万円で設立）

平塚銀行（一八九六年、中郡平塚町に資本金五万円で設立）

取締役に藤沢の豪商稲元屋の分家今井政兵衛（呉服商、書籍・紙商）が就任していた。

武蔵商業銀行（一八九六年、横浜市元浜町に資本金一五万円で設立）

頭取は大谷幸兵衛、取締役は黒部与八

（回米問屋）、稲垣弥三郎（回米問屋、米穀肥料輸入商）が就任していた。

積塵（一八九六年、足柄上郡川村山北に資本金二万円で設立）

その後一九〇〇年に川村銀行と改称し、資本金も五万円に引き上げた。

横浜蚕糸銀行（一八九六年、横浜市南仲通に資本金一〇〇万円で設立）

「横浜蚕糸外四品取引所」の機関銀行であったが、頭取には平沼専蔵、取締役に若尾幾造・安部幸兵衛・浅川広湖が就任

していた。

横浜貿易銀行（一八九六年、横浜市相生町に資本金三〇万円で設立）

同行は主として生糸金融をおこなっていたが、専務取締役金子政吉（生糸売込商）、取締役に原富太郎、古谷徳兵衛（呉服太物商）が就任していた。

大雄銀行（一八九六年設立）

横浜起業銀行（一八九六年、横浜市に設立）

のち（一九〇一年）、本店を東京の日本橋区吉川町に移し、起業銀行と改称した。

酒田銀行（一八九七年、足柄上郡酒田村に資本金三万円で設立）

専務取締役地元の草柳善太郎、取締役に中野仁右衛門・草柳政吉が就任していた。

鎌倉銀行（一八九七年、鎌倉郡鎌倉町に資本金九万円で設立）

足柄銀行（一八九七年、足柄上郡足柄村に設立）

小田原通商銀行（一八九七年、足柄下郡小田原町に設立）

大正初期の資本金は五〇万円、頭取は内野種三郎であった。

(二) 一八九八―一九〇二（明治三十一―三十五）年に設立された銀行

吉浜銀行（一八九八年、足柄下郡吉浜村に資本金一〇万円で設立）

のちに、称号を改めて東京に移転した。

金田興業銀行（一八九八年、足柄上郡金田村に資本金一〇万円で設立）

のちに、頭取には地元の名士善最倉蔵が、また監査役には渡辺幸造が就任した。

中原銀行（一八九八年、橘樹郡中原村に資本金六万円で設立）

頭取には地元の朝山信平（後藤毛織経営）が就任していた。

桜井共益銀行（一八九九年、足柄上郡桜井村に資本金三万円で設立）

専務取締役は地元の石井良平が、取締役に同じく石井文右衛門・二宮格郎が就任していた。

相模共栄銀行（一八九九年、高座郡藤沢町に資本金六万円で設立）

戸塚銀行（一八九九年、鎌倉郡戸塚町に資本金一〇万円で設立）

頭取には内山敬三郎（横須賀商業銀行の頭取などを歴任）が就任した。

浦賀銀行（一八九九年、鎌倉郡浦賀町に資本金二〇万円で設立）

設立者は浦賀町の豪商臼井儀兵衛ほか六名であった。

高津銀行（一八九九年、橘樹郡高津村に設立）

鞠子銀行（一九〇〇年、足柄上郡谷ヶ村に資本金三万円で設立）

専務取締役には地元の武尾善間太が、取締役には武尾善之助・岩田光太郎・山崎佐右衛門・山崎徳次郎が就任した。

吾妻銀行（一九〇〇年、中郡吾妻村に設立）

大磯銀行（一九〇〇年、中郡大磯町に設立）

横浜実業銀行（一九〇〇年、横浜市不老町に資本金三〇万円で設立）

専務取締役には石川半右衛門（回漕問屋）が、取締役には田中利喜蔵（銅鉄器械船具商）・間宮勇左衛門（貸地貸家業）・中山新

平（回漕業、石炭商）、田中林蔵（製茶売込商）が就任していた。

国府津銀行（一九〇〇年、足柄下郡国府津町に設立）

足柄農商銀行（一九〇〇年、足柄上郡福沢村に資本金一〇万円で設立）

川崎共立銀行（一九〇〇年、橘樹郡川崎町に設立）

川崎銀行（一九〇〇年、橘樹郡川崎町に設立）

大師銀行（一九〇〇年、橘樹郡大師河原村に資本金六万円で設立）

石橋銀行（一九〇〇年、橘樹郡中原村に資本金三万円で設立）

原伝蔵の個人銀行的色彩が強かったといわれる。

相生銀行（一九〇〇年に設立され、一九〇三年に廃業した）

横浜中央銀行（一九〇〇年、横浜市扇町に資本金二〇万円で設立）

頭取には平沼専蔵（生糸売込商）、専務取締役に浅井房吉（煙草商）、取締役に堀田隆治（菓子商）・大貫房吉（材木商）・松永吉左衛門（材木商）・鈴木善兵衛（醬油酒商）が就任していた。

曾我銀行（一九〇一年、足柄下郡下曾我村に資本金五万円で設立）

以上、「銀行条例」制定から一九〇二（明治三十五）年までの時期を二つに分け、県下で設立された銀行名をあげてみたが、その数は第一期が二〇行、第二期が二一行の多きに達した。まさに神奈川県下も、銀行設立のブームにわいたといえる。とくに、経済界の中心的位置に立った横浜市が全体の約半分を占め、その他の地域では足柄上・下両郡、橘樹郡などに比較的多いのが目につく。銀行の設立数も明治三十年代の後半以後はきわめて少なくなり、設立に当たってもきわめて慎重な態度で臨む

こととなった。これは軽率に開業したものの、経営不振に陥るものも少なくなかったことによるものであろう。なお、一九〇三年以後の明治年間において、県下に設立された銀行は次の六行であった。

渡辺銀行（一九一二年、横浜市元浜町に資本金一〇〇万円で設立）

同行は渡辺福三郎をはじめ、渡辺一族が役員となった同家の機関銀行であった。渡辺福三郎は海産物貿易商であった。

平沼銀行（一九一〇年、横浜市本町に資本金一〇〇万円で設立）

平沼専蔵が頭取をしていた横浜銀行を解散して、そのあとに設立した銀行であった。同行の設立には、若尾幾造・石野義次なども加わった。

瀬谷銀行（一九〇七年、鎌倉郡瀬谷村に資本金五〇万円で設立）

同行の取締役には、小島政五郎（小島景為、神中鉄道の代表者）や川口義久（神中鉄道取締役）が就任していた。

横須賀商業銀行（一九〇六年、横須賀市元町に資本金五〇万円で設立）

設立者は平沼延次郎（横浜の資産家）、戸塚千太郎、横須賀の浅羽長左衛門（横須賀土地・横須賀介立社常務）などであった。

玉川銀行（一九〇三年、橘樹郡中原村に設立）

東陽銀行（一九〇七年、横浜市尾上町に資本金一〇〇万円で設立）

設立者は平沼亮三、岡野欣之助などであった。

普通銀行

明治後期の県下の銀行経営の性格をみると、いくつかの特徴をあげることができる。まず第一は、銀行の設立者の多くが事業経営者、とくに商社の経営者であることである。なかには、銀行業そのものに関心があつて銀

行経営に専念したとみられるものもあつたが、大部分は他に事業をもち、いわばその事業の機関銀行として銀行を設立するタ

イブが多かったのが特徴となっている。とくに、役員を一族で占めて、自家の事業の資金調達機関として銀行を利用しようとするものもあったほどである。左右田銀行のように、銀行業に専念したのはむしろ珍しい例であった。

第二に、銀行の預金・貸出残高の伸長が著しかったことがあげられる。横浜銀行集会所組合銀行について、その預金・貸出残高をみると、一八九八（明治三十二）年末では、預金残高一七六万円に対して、貸出残高は一五六九万円、一九〇二年末では預金残高一六〇一万円に対して、貸出残高二二一六万円、一九一〇年末では預金残高三六八二万円に対して、貸出残高は五九〇二万円となっている。この間、預金の伸びも著しかったが、それ以上に貸出残高の伸びが大きく、オーバー・ローンの度合が高くなっていることがわかる。事実、預貸率は第二銀行二九二割、茂木銀行一七九割、七十四銀行一四六割とかなり高く、一〇〇割以下は左右田銀行（六九割）のみであったといわれる。銀行は貸出しのほかに有価証券投資をおこなっており、資金の不足額はきわめて大きかった。そこで、各銀行は自己資本でこれを埋めるべく、増資を活発におこなった。当時の普通銀行において自己資本の果たした役割は、今日よりかなり大きかったといえる。とくに、郡部の銀行はこの傾向が強かった。しかし、それでも十分に資金をまかなうことができず、比較的大規模の銀行は日本銀行からの借入金に依存し、中小規模の銀行はより大きな銀行からの借入れによらざるを得なかった。このように、普通銀行に対する資金需要は大きく、それだけ銀行の産業発展に果たした役割の大きいことが認められよう。

普通銀行の 動揺と合併

景気変動に対応して、県下の普通銀行も大きな波動を受けた。しかしその度合は、当初全国的レベルのものよりもかなり小さかった。たとえば、一九〇〇—〇一年の恐慌において、県下の銀行も影響を受けた。横浜蚕糸銀行の休業をはじめ、かなりの銀行が取付けを余儀なくされたが、その打撃はそれほど大きくなかった。しかし、一九〇七（明治四十）年の銀行界の動揺には、県下の銀行も大きな影響を受けた。同年、取付けを余儀なくされたものに、鎌倉銀行・大磯銀

行・左右田銀行・神奈川銀行などがあり、さらに神奈川銀行が一週間の休業をおこなったり、中原銀行が解散したり、さらには厚木銀行が減資したりして動揺が相次いだ。そのほかにも、貸出しの焦付きから取付けを余儀なくされたものがあつた。この傾向は、一九一〇（明治四十三）年から大正初年まで続いた。

中小普通銀行の経営不振を打開するため、「銀行合併法」を制定したことは、前にもふれた。神奈川県下における当期の合併の事例としては、浦賀銀行・藤沢銀行・相模共栄銀行（それぞれ資本金二〇万円）の合併による関東銀行（一九一〇年設立、資本金一五〇万円）があるのみである。

付記

本項の執筆に際しては、日本銀行『神奈川地方金融史概説』Ⅱ、『横浜市史』第四卷（上）を参照した。

二 貯蓄銀行の発展

貯蓄銀行 一八八〇（明治十三）年に東京貯蔵銀行が設立されて以来、全国的に貯蓄銀行が数多く設立されたこと、神奈

条例の制定 川県下においても、いくつかの貯蓄銀行の設立されたことなどは、第二編で述べたとおりである。しかしなが

ら、当時の貯蓄銀行は、(一)高利貸的であり、不健全であったこと、(二)有力な国立銀行などと密接な関係を有していたこと、

(三)信用に対する不安が強く、貯蓄吸収面においても実績は低く、資本金額を下回る預金量しかなかったものが半数以上もあつたこと、など経営面に大きな問題を抱えていた。このような状況の下で、明治二十年代に入って、貯蓄銀行の新設や、普通銀行による兼営の要望が高まつた。そこで、政府は「貯蓄銀行条例」を制定し、一八九三（明治二十六年）年施行することによって、

貯蓄銀行制度の整備に努めた。

「貯蓄銀行条例」においては、貯蓄銀行が庶民の零細小口な貯蓄預金の安全確実な保管機関であることを規定し、預金者保護に徹した貯蓄銀行の健全性維持に重点がおかれた。そして、このような理念の下で経営に対する厳格な制限を加えた。すなわち、(一)貯蓄銀行を複利の方法で公衆のために預金の受入れをするものと定義、(二)貯蓄銀行は資本金三万円以上の株式会社に限られる、(三)資本金の半額以上を国債で借託、(四)資金運用を、貸付け、公債の引受け、証券の割引に制限する、(五)普通銀行が貯蓄銀行業務を兼営する時は大蔵大臣の許可が必要であること、などであった。

このように、経営の健全性を基本にした「貯蓄銀行条例」は、一八九五(明治二十八)年に早くも改正されるにいった。とくに問題になるのは、資金運用に対する制限のいっさいの撤廃である。これによって、貯蓄銀行の量的拡大がはかれることとなったが、健全経営・非営利理念は実質的に消滅してしまった。

こうして、貯蓄銀行と貯蓄銀行業務を兼営する普通銀行とが同質化するとともに、貯蓄銀行数は急増を示した(一八九三年末、専業二二行、兼業一行、合計二四行→一九〇〇年末、専業四一九行、兼業二六二行、合計六八一行)。また、資金運用制限の撤廃は貯蓄銀行経営を不健全なものとし、たとえば普通銀行と親子関係を結んで親銀行の預金吸収のための機関となったり、担保のないものや不確実なものへの貸出しを親銀行に代わっておこなうという補完的役割を果たしたりした。利用者のなかには勤労者や恩給生活者が多く、一口当たりの預金高は普通銀行のそれより小さかった。このような貯蓄銀行の経営上の脆弱性は、明治後期のたび重なる金融恐慌による影響を大きくし、取付け・休業・吸収合併・廃業等に追い込まれたものが少なくなかった。とくに、弱小貯蓄銀行にその傾向が強かったことはいうまでもない。

神奈川県下の 明治初年に横浜貯蓄銀行が存在していたことはすでに述べたが、その後設立された貯蓄銀行名をあげれば、次の貯蓄銀行のとおりである。

金叶貯蓄銀行（一八九〇年設立）

藤沢貯蓄銀行（一八九六年、高座郡藤沢町に資本金五万円で藤沢銀行の子銀行として設立、その後一九一〇年に関東貯蓄銀行と改称）

武蔵貯蓄銀行（一八九七年、横浜市元浜町に武蔵商業銀行の子銀行として資本金三万円で設立）

横浜実業貯蓄銀行（一九〇〇年、横浜市太田町に横浜実業銀行の子銀行として設立）

野毛貯蓄銀行（一八九九年横浜市野毛町に資本金三万円で設立、設立者は清水栄ほか四名であった）

戸部貯蓄銀行（一八九九年、横浜市戸部町に設立）

元町貯蓄銀行（一九〇〇年、横浜市元町に資本金三万円で設立、設立者は田辺嘉平ほか四名であった）

左右田貯蓄銀行（一八九九年、横浜市南仲通に左右田銀行の子銀行として資本金五万円で設立）

武相貯蓄銀行（一八九九年、横浜市青木町に資本金一〇万円で設立、頭取は中郡成瀬村の石井虎之助であった）

横浜中央貯蓄銀行（一九〇〇年、横浜市扇町に横浜中央銀行の子銀行として資本金三万円で設立）

東洋貯蓄銀行（一八九九年、横浜市南仲通に資本金一〇万円で設立、設立者は若尾幾造ほか五名であった）

川崎共立貯蓄銀行（一八九九年、橘樹郡川崎町に川崎共立銀行の子銀行として、資本金五万円―大正初期―で設立）

石井貯蓄銀行（一八九九年、横浜市神奈川町に設立）

横浜貯蔵銀行（一八九九年、横浜市花咲町に資本金五万円で設立）

以上のほか、なおいくつかの小規模貯蓄銀行が設立されたようであるが、資料的に明らかでない。この時期に設立された県

下の貯蓄銀行の特徴としては、大部分が普通銀行の子銀行として資金調達役割を演じたこと、地域別にみて横浜市の比重が圧倒的に高いことがあげられる。

神奈川県下の貯蓄銀行も経営基盤が脆弱であったので、一九〇〇(明治三十三年)以降の金融恐慌に際しては、大きな波を受けることとなった。たとえば、神奈川県貯蓄銀行の休業、野毛貯蓄銀行の臨時休業、戸部貯蓄・武相貯蓄両銀行の取付けなど、普通銀行とほぼ同様な対応を迫られた。とくに、親銀行の不振に影響されるところが大きかったことはいうまでもない。こうした動揺をきりぬけるため、減資を余儀なくされた貯蓄銀行もあったほどである。

三 神奈川県農工銀行の設立とその性格

不動産金融機 明治初期における経済政策の中心が、殖産興業政策におかれていたことはいうまでもない。この殖産興業政策の**構設立の理念** 策の一環として、長期資金供給の機能をもつ専門金融機関連設立の要望が、朝野において早くから叫ばれた。

その主要な経過をたどると、次のとおりである。

(一)松方正義(当時内務卿)は、一八八一(明治十四)年九月に勸業銀行の設立を建議した。この銀行は民立であり、その目的は「専ら資本流通ノ便ヲ謀リ物産ヲ興隆シ事業ヲ進捗セシムル」こととされた。

(二)次いで、大藏卿に転じた松方正義は、翌八二年三月、紙幣整理政策の一環として「日本銀行創立趣意書」を建議したとき、その最後に中央銀行と相助け合う「興業銀行」の設立を強く主張している。

(三)さらに、一八八五年七月にいたって、松方正義は「日本興業銀行条例」の発布を上申した。

（四）他方、民間にも不動産銀行設立の要望は強まった。これは、資本主義経済への移行にともなう蓄積された遊休資金を、「農工者」に供給する媒介業務をおこなう金融機関を設立しようとするものであった。

諸外国、とくにドイツ・フランスでは早くから不動産金融機関等の長期金融制度が発展していた。すなわち、不動産金融機関はフランス・ドイツにおいて最も典型的に発達していた。そこで、これらの制度がわが国で調査研究され、さらにわが国の土壌、とくに殖産興業政策にあったかたちで移植されるにいたった。わが国の不動産金融制度の草案には、一貫してフランス不動産銀行が大きな影響を及ぼしており、部分的にドイツの制度が採り入れられていた。前掲一八八五年の条例草案は、フランスの制度を母法とし、これにわが国独自のものを盛り込んだものとなっている。すなわち、銀行の貸付けは農業および工業の改良発達を目的とする事業に限られ、その貸付対象も輸出産業や豪農等に主としておかれた。

ところが、一八九〇（明治二十三）年の恐慌以後、不動産金融機関の設立構想は大きな転換をとげた。日本興業銀行（のちの日本勧業銀行）、動産銀行（のちの日本興業銀行）、農業銀行（のちの農工銀行）のいわゆる三本立構想がうまれた。このうち動産銀行はフランスのクレディ・モビリエを、日本興業銀行は同じくフランスのクレディ・フォンシエを、農業銀行はドイツのシュルツエあるいはライファイゼン式の農業信用組合の制度をとり入れたものであった。とくに、興業銀行と農業銀行の関係は、次のように考えられた。まず、農業銀行は各地方に設置されて中小農民や下級地方団体に融資するものであり、信用組合と関連をもつとされた。そして、この農業銀行に対して中央の機関として援助するのが、興業銀行の役割とされた。

この三本立構想にもとづいて、「日本勧業銀行法」（先の興業銀行構想）と「農工銀行法」（先の農業銀行構想）とが、一八九六（明治二十九）年に成立した。そして、同年末から具体的に設立手続に入り、一八九七年から一九〇〇年にかけて、日本勧業銀行と各府県の農工銀行が相次いで設立されるにいたった。日本勧業銀行は、殖産興業を目的とし、割増金付債券の発行によって

得た資金で、農業・工業の改良発達のための資金を貸し付けることとなった。また、貸付方法は長期年賦の不動産抵当貸付または地方公共団体に対する無抵当貸付に限られた。さらに、日本勧業銀行は全国農工銀行に資金の援助を与える中央機関としての機能を果たすものであった。他方、農工銀行は信用組合（当時まだ法制化されていなかった）の親銀行となるべきであると考えられた。勧業銀行と農工銀行は、いわゆる「唇齒輔車」の親密な関係に立つものとされた。二元的な組織であった両銀行の具体的な関係を整理すれば、次のとおである。

(一)農工銀行は、資金調達において払込資本金の五倍までの債券発行を認められたが、この債券を勧銀が引き受けることによつて、両者が責任は別であると同時に同一の目的に向かい、その役割を果たす関係に立つこと、(二)農工銀行には、小作金融・小農保護・直接生産者保護のため、二〇人以上連帯貸付制度のような対人信用貸付を認めたこと（勧銀はあくまでも対物信用の原則を守った）、(三)農工業者の貯蓄を奨励するものとして、農工銀行には勧銀に認められなかった定期預金業務がとくに認められたこと、などである。

農工銀行の主要業務は、このほか三〇か年以内の年賦償還の方法により不動産抵当貸付をなすこと、年賦貸付金の五分の一に相当する金額に限り、不動産を抵当として五か年以内の定期償還貸付をなすこと、市町村または法律をもって組織された公共団体に對して無抵当貸付をなすこと、などであった。

神奈川県農工銀行の設立 神奈川県農工銀行は、一八九八（明治三十一）年五月二十日に開業したが、その設立経過は、次のとおりである。

(一) 一八九六年十一月、神奈川県知事が神奈川県農工銀行設立委員一三名を任命した。設立委員長には県書記官李家隆介が、また幹事には浅野長道が、さらに常任委員には永島亀代司・岡野欣之助・梅原修平が選任された。

(一) 設立委員会は資本金額を四〇万円と決定したうえで、定款を定めた。そして、この定款が認可を受けた九六年十二月に、株式の募集をおこなった。

(二) 株式の募集に当たっては、県から各市町村に対して、人口・土地面積・地価を基準にして算定した募集勧誘の基準を示した。この結果、好調裡に株式の募集をおこなうことができ、株式総数二万株から県引受け分六二四二株を控除した公募株式一万三七五八株に対して、約二万八〇〇〇株の応募があった。そこで、設立委員は農工銀行設立の意図にもとづいて、なるべく多数の者に株式を配分する方針を採用し、五株以下の申込みはすべてこれを認め、五株をこえるものには按分比例によって割り当てた。

(三) 一八九八年二月に、神奈川県農工銀行の創立総会が開かれた。翌三月に設立免許を取得し、五月に第一回の株式払込みが完了したうえで、前述のように開業にいたった。

(四) 設立当初の役員は不明だが、第二期営業報告書(一八九八年十二月三十一日)によると、頭取に梅原修平、取締役に岡野欣之助・永島亀代司・原清兵衛が就任している。また監査役として、原善三郎・福井直吉・露木昌平が名を連ね、監理官には神奈川県書記官李家隆介(設立委員長)があたり、随時監督していたようである。

(五) 本店は一八九八年十二月末に新築落成したが、その場所は横浜市平沼町三丁目三十四番地であった。それまでは、仮社屋が他の場所にあったものと推測される。

神奈川県農工銀行の経営上の性格
 まずはじめに、神奈川県農工銀行の銀行資本の構成と資金運用を、同行の貸借対照表によって分析してみよう。

(一) 銀行資本の構成

表3-60 神奈川県農工銀行の銀行資本の構成

区 分	第2期 (1898年 下期)	第8期 (1901年 下期)	第14期 (1904年 下期)	第20期 (1907年 下期)	第22期 (1908年 下期)
農工債券発行高		円 100,000	円 187,400	円 141,200	円 124,400
当籤農工債券支払未済高			680	430	300
支払未済農工債券利息		85	597	417	225
農工債券未払利息		3,500	6,809	5,139	4,530
農工債券利子所得税			4	113	100
資 本 金	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
損失補填準備金		10,000	29,500	63,500	70,500
配当平均準備金		10,000	22,000	31,500	34,500
支払未済配当金		1,791	2,359	3,519	4,308
定期預り金	2,668	591	8,369	29,159	26,682
日本勸業銀行諸支払基金		5,001	884	1,003	2,635
代理貸付基金			1,800	31,069	550
年賦償還貸付金保証			187,231	241,393	405,515
年賦償還借入金			15,700	23,146	57,012
当期利益金	1,985	32,979	38,945	29,611	40,801
計	404,653	563,948	902,278	1,001,202	1,172,061

神奈川県農工銀行の銀行資本の構成を、五つの決算期について示してみると、表三一六〇のとおりである。当時期における銀行資本においては、株式資本が中心的位置を占めている。株式資本金四〇万円のうち、当初は二〇万円の払込みで出発した同行も、第八期には全額の払込みを完了している。そして、一九一〇（明治四十三）年にいたって、ようやく倍額増資をおこなっている。したがって、それまでは四〇万円の株式資本金に農工債券の発行によって得た資金を加えたものが銀行資本の主成分となっている。このうち、農工債券は、表三一六〇に示されているように、第一四期をピークに減少しており、代わって日本勸業銀行代理貸付基金・年賦償還貸付金保証が比較的大きな比重を占めるにいたっている。一九〇〇年の「農工銀行法」改正により、一九〇三年から日本勸業銀行の代理貸付けをおこなうことができるようになったので、農工債券の発行高を減らし、勸業債券の引受けと勸銀の代理貸付けを増加させることによって、銀行経営の健全性をはかったものと